

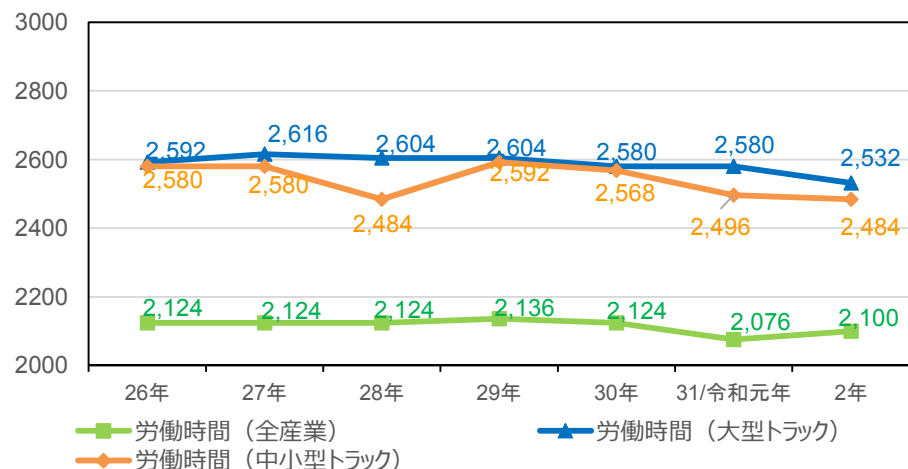
【資料4】

- ・「標準的な運賃」の周知について
- ・燃料高騰による適正運賃の収受について

トラック運送事業の働き方をめぐる現状

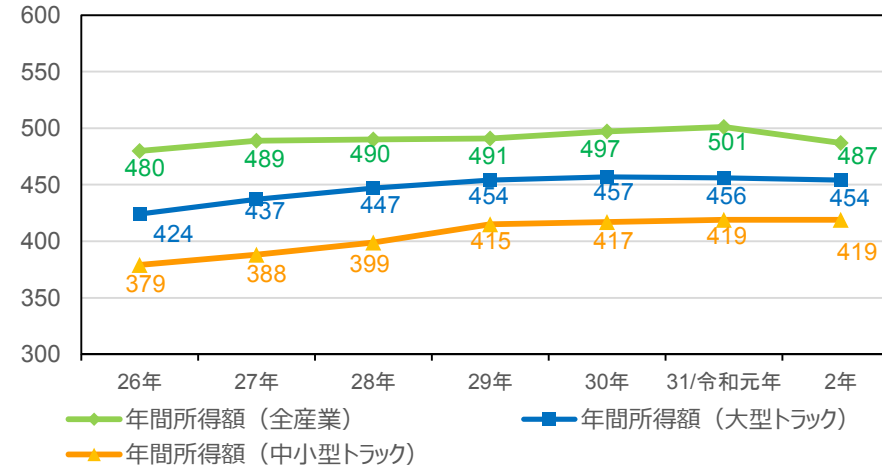
①労働時間 全職業平均より約2割長い。

(時間)



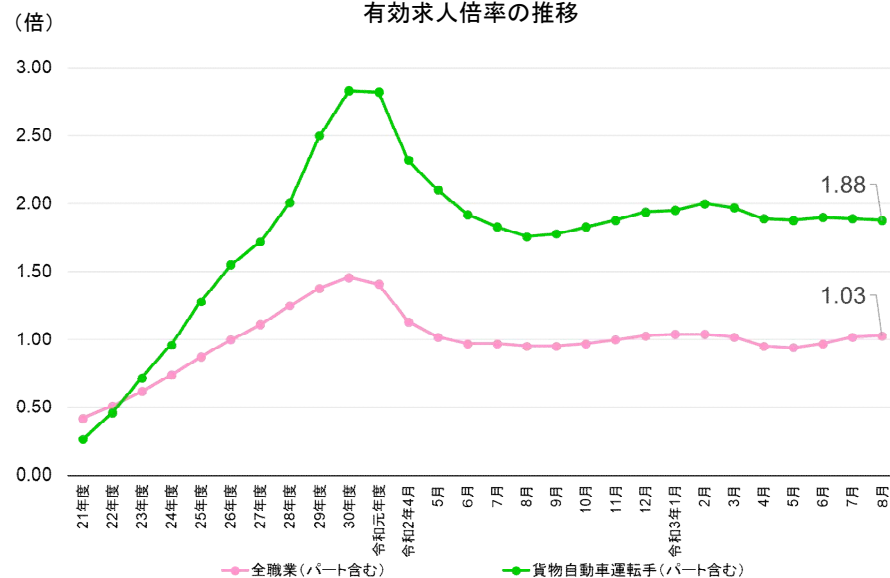
②年間賃金 全産業平均より約1割～2割低い。

(万円)

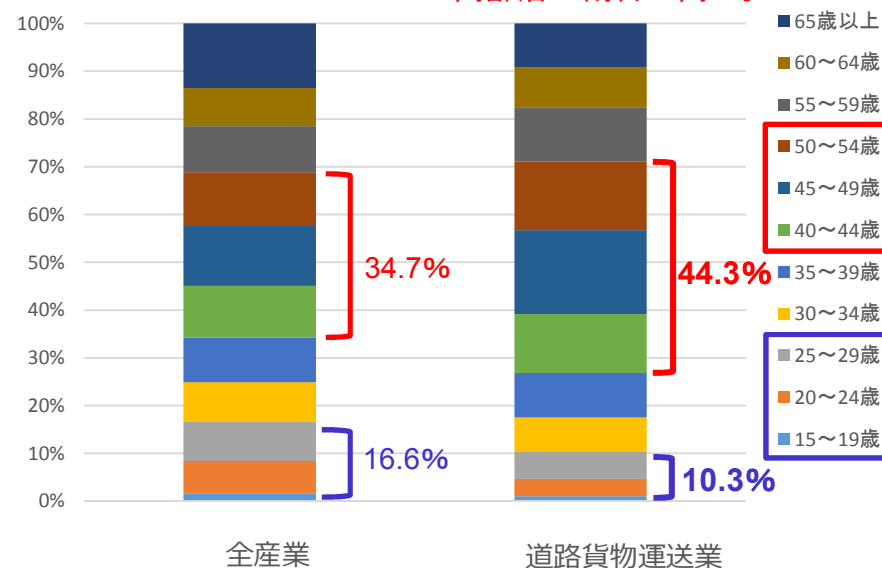


③人手不足 全職業平均より約2倍高い。

有効求人倍率の推移



④年齢構成 全産業平均より若年層の割合が低く、高齢層の割合が高い。



(出典)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」ほかより国土交通省作成

改正の目的

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、令和6年度から時間外労働の限度時間が設定される(＝働き方改革法施行)こと等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があること等に鑑み、所要の措置を講じる。

改正の概要

【公布日：平成30年12月14日】

1. 規制の適正化

① 欠格期間の延長等

法令に違反した者等の参入の厳格化

- ・ 欠格期間の延長(2年⇒5年)
- ・ 処分逃れのため自主廃業を行った者の参入制限
- ・ 密接関係者(親会社等)が許可の取消処分を受けた者の参入制限 等

② 許可の際の基準の明確化

以下について、適切な計画・能力を有する旨を要件として明確化

- ・ 安全性確保(車両の点検・整備の確実な実施等)
- ・ 事業の継続遂行のための計画(十分な広さの車庫等)
- ・ 事業の継続遂行のための経済的基礎(資金) 等

③ 約款の認可基準の明確化

荷待時間、追加的な附帯業務等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化

→ 原則として運賃と料金を分別して収受

＝「運賃」: 運送の対価 「料金」: 運送以外のサービス等

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化 (許可後、継続的なルール遵守)

① 輸送の安全に係る義務の明確化

事業用自動車の定期的な点検・整備の実施 等

② 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設

- ・ 車庫の整備・管理
- ・ 健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付

3. 荷主対策の深度化 ※「荷主」には元請事業者も含まれる。

トラック事業者の努力だけでは働き方改革・法令遵守を進めることは困難(例: 過労運転、過積載等)

→ 荷主の理解・協力のもとで働き方改革・法令遵守を進めることができるよう、以下の改正を実施

① 荷主の配慮義務の新設

トラック事業者が法令遵守できるよう、荷主の配慮義務を設ける

② 荷主勧告制度(既存)の強化

- ・ 制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者を追加
- ・ 荷主勧告を行った場合には、当該荷主の公表を行う旨を明記

③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

【令和5年度末までの時限措置】

- (1) トラック事業者の違反原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがある場合
→ ① 国土交通大臣が関係行政機関の長と、当該荷主の情報を共有
② 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、荷主の理解を得るための働きかけ
- (2) 荷主への疑いに相当な理由がある場合
→ 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、要請
- (3) 要請をしてもなお改善されない場合
→ 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、勧告＋公表

荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合→ 公正取引委員会への通知

4. 標準的な運賃の告示制度の導入 【令和5年度末までの時限措置】

【背景】 荷主への交渉力が弱い等

→ 必要なコストに見合った対価を収受しにくい

→ 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない

法令遵守して運営する際の参考となる運賃が効果的

標準的な運賃の告示制度の導入

(労働条件の改善・事業の健全な運営の確保のため)

国土交通大臣が、標準的な運賃を定め、告示できる

標準的な運賃について（告示：令和2年4月24日）

標準的な運賃は、**ドライバーの労働条件（賃金・労働時間等）を改善し、持続的に事業を運営**するための参考となる指標

基本的な策定方針

- ◆ **運賃表の基本** ⇒ 貸切運送を前提に（1）距離制、（2）時間制の運賃表を設定
- ◆ **車種等の違い** ⇒ 車格別（2t, 4t, 10t, 20t）にドライバン型のトラックを基準として算出
- ◆ **地域差** ⇒ 地方運輸局ブロック単位で運賃表を策定
- ◆ **運賃と料金の考え方** ⇒ 附帯業務料・有料道路利用料・燃料サーチャージ等については運賃と別に収受

適正な原価・利潤の確保

- ◆ **元請け・下請けの関係** ⇒ 元請事業者の庸車費用等は考慮せず、**実運送にかかる原価等**を基準に算出
- ◆ **車両費** ⇒ 環境性能や安全基準の向上を踏まえた**車両への設備投資等**ができるよう償却年数は5年で設定
- ◆ **人件費** ⇒ ドライバーの労働条件改善のため、**全産業平均の時間当たりの単価**を基準
- ◆ **帰り荷の取扱い** ⇒ **帰り荷がないことを前提に実車率50%**の前提で算出。
- ◆ **利潤** ⇒ 事業の持続的な経営のために必要な利潤を確保する観点から、**自己資本に対する適正な利潤額**を設定



今後は、**標準的な運賃を実勢運賃に反映**させていくことが重要

その上で、**収益増相当分が適正原価の確保（人件費、設備費等）に充てられる**ことが重要

適正な運賃収受の重要性

原油高騰の影響を考える。

- 原油は短期間で価格が変動し、運送コストの原価構造に急激な影響を与える。

負担増は誰が負担しているか？

- 運送コストが上昇することによる負担増について、運賃にて適正に収受することが大切。

- 他律的な価格変動、物流効率化につながる取組についてのコスト増加は、運送事業者のみで抱えるのではなく、運送委託者が負担することが持続可能な物流につながる。

※上昇分を適正に負担しない場合、下請法、独禁法等の違反(かいたたき)となり得る。

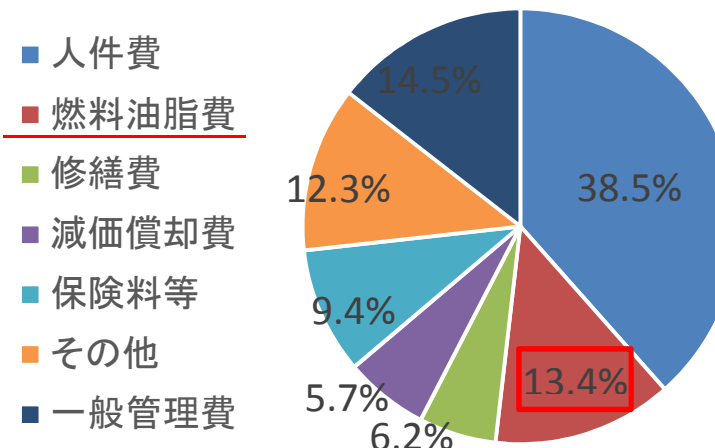
(参考) ガソリンなどの価格推移

※A重油の価格は1か月毎の更新となっております。

170円を超え、2008年9月以来の13年4ヶ月ぶりの高値水準



営業費用に占める燃料費の割合



出典: 全日本トラック協会「経営分析報告書」(令和元年度決算版)



対応策

○適正な運賃收受のための荷主周知活動

⇒「燃料費を含む適正な運賃の收受」という基本的考え方に基づき「標準的な運賃」や「燃料サーチャージ」の導入等により、燃料価格上昇分を反映した適正な運賃等への見直しを行うよう、荷主企業に理解と協力を呼びかけ。(荷主団体に文書により周知するとともに、各種協議会やセミナー等を通じて実施)

○相談窓口の設置

⇒トラック事業者が、燃料費の上昇分への運賃等への反映について相談ができるよう、国土交通本省、地方運輸局、運輸支局に、全国で合計64の相談窓口を新たに設置。

⇒国土交通省目安箱(web)にも意見募集の対象として燃料価格に関する事項を新たに明記

○荷主働きかけ等の法的な措置

⇒燃料費の上昇分を運賃等に反映することを求めたにもかかわらず不当に据え置くことは、独占禁止法の違反(買いたたき)等になるおそれがあるとともに、改正貨物自動車運送事業法に基づき、国交省による荷主への働きかけや、要請、勧告・公表等の対象にすることとし、この点につき、関係省庁等と連携して対応。

⇒上記の荷主周知活動や相談窓口、目安箱を活用して、こうした国交省の対応を関係者に周知するとともに、不当な据え置きに関する情報収集を行う

<相談窓口・目安箱(国交省HP)>

国土交通省

令和3年(2021年)の燃料価格の上昇に対する対応について

- 令和3年(2021年)の燃料価格の上昇により、貨物自動車運送事業者の荷主の適正な運賃收受について、いっそうの促進を図るため、国土交通省で

- 適正な運賃收受のための荷主周知活動

適正な運賃收受については、従前より、荷主・荷主団体に対して、様々な手受けて、改めて「標準的な運賃」の設定や燃料サーチャージの導入等によりように、荷主・荷主団体に対する周知活動を行います。

荷主団体あて周知文書
運送委託者向けリーフレット
標準的な運賃パンフレット
燃料サーチャージガイドライン
- 相談窓口の設置

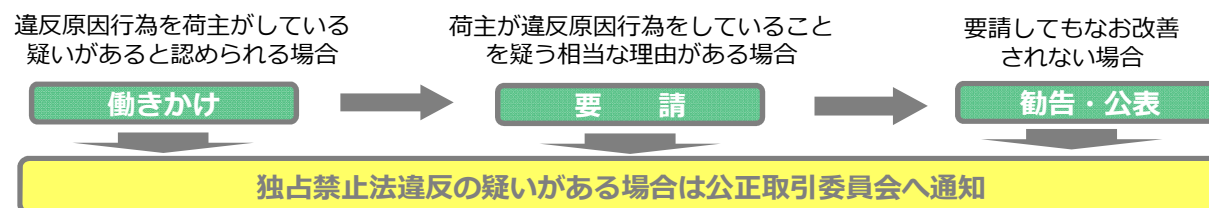
運賃交渉力が十分に備わっていない貨物自動車運送事業者について、燃料費に十分にできるよう、本省、地方運輸局、運輸支局に、新たに、今般の燃料価格

相談窓口一覧 ← 相談窓口
- 荷主への働きかけ等

荷主(元請を含む。)が貨物自動車運送事業者から燃料費の上昇分を運賃に据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和35年法律第120号)に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法(平成19年法律第120号)に基づき、当該行為を公正取引委員会に報告する対象とします。また、同法同条に基づき、当該行為を公正取引委員会に報告する対象とします。

輸送実態把握のための意見等の募集窓口 ← 目安箱

<貨物自動車運送事業法改正法附則第1条の2に基づく荷主への働きかけのフロー>



「違反原因行為」に該当する荷主の行為の例

恒常的に長い荷待ち時間



適正取引における運賃・料金等の不当な据え置き



無理な到着時間の設定



過積載になるような依頼



大型台風や豪雨・豪雪日の配送



「標準的な運賃」の普及に向けた取り組み

1. 荷主団体への周知

【トラック協議会構成員経済団体への周知】

- ・R3.1 各府県トラック協議会構成員経済団体へリーフレット、電子データ送付

【荷主への3局連名文書、近畿トラック協会作成リーフレット発出】

- ・R3.3.8 近畿トラック協会会員の荷主企業 6,722社

【経済団体の長に周知依頼文書を交付】

- ・R3.12.13 兵庫県トラック協会会長と兵庫陸運部長が兵庫県商工会議所連合会会長を訪問し、会員企業への周知を依頼(神戸新聞にて報道)

【荷主を所管する関係行政機関のメルマガを活用した周知活動】

- ・近畿経済産業局及び近畿農政局から、所管する荷主団体に対して適正運賃(「標準的な運賃」、燃料サーチャージ)收受のための周知依頼文書をメルマガにて配信

2. トラック協会の取り組み

【全日本トラック協会が作成した「標準的な運賃」の解説書及び説明会録画DVDを配付】

- ・兵庫県トラック協会 2,090 社

【「標準的な運賃」活用セミナー】

- ・「基礎編」R3.10.7、R3.10.8 53 名 「応用編」R3.11.19、R3.11.24 49 名

【第51回物流セミナー】

- ・運輸局貨物課後藤課長より「標準的な運賃」について説明 80 名

【標準的な運賃届出相談会】

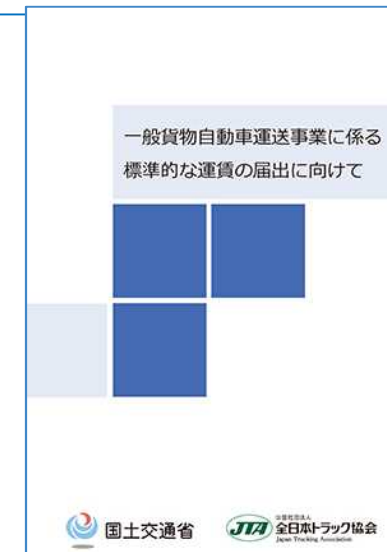
- ・R3.11.9、R3.11.22、R3.11.29、R3.12.2 41 名

【標準的な運賃届出促進対策会議】

- ・各支部長、支部事務局等 R3.10.7、R3.10.19 36 名

【荷主・消費者向け広報】

- ・「標準的な運賃」の社会への周知と理解促進を図るため、一般紙(神戸新聞、読売新聞、朝日新聞)にて広報を実施



3. 今後の取り組みの方向性

- ・(会員向け) 各支部において、「標準的な運賃」に係る届出の促進を図る。

令和3年3月8日

荷主企業 殿

近畿運輸局自動車交通部
大阪労働局労働基準部
近畿経済産業局産業部

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示について

トラック運送事業においては、運転者の労働環境は他の産業と比べ、長時間労働、低賃金の状況であり、運転者不足が大きな課題となっています。

こうした背景を踏まえ、運転者の労働条件の改善、取引環境の適正化を図るため、平成30年12月に改正された貨物自動車運送事業法により設けられた「標準的な運賃の告示制度」に基づき、昨年4月24日付けで標準的な運賃の告示が行われました。

本制度は、令和6年度から年間960時間の時間外労働の上限規制が適用されることなどを踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業が安全を確保しながら、その機能を持続的に維持していくにあたり、法令を遵守して持続的に事業を行っていくため、標準的な運賃を示すことが効果的であるとの趣旨により設けられたものです。標準的な運賃の計算にあたっては、いわゆる元請事業者の備車費用等については考慮せず、実運送を行う場合に要する原価について計算を行いました。

荷主企業等におかれましては、事業に必要な物流を継続して確保するため、標準的な運賃の趣旨・目的をご理解いただきますようお願いいたします。

また、深刻化するトラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流機能を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与するため、①トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化、②女性や60代以上の運転者も働きやすい労働環境の実現に取り組む、「ホワイト物流」推進運動を行っているところです。

荷主企業の皆様におかれましては、推進運動の趣旨と自主行動宣言の必須項目に同意していただくことで参加できますので、積極的に参加していただきますようお願いいたします。詳しくは下記ポータルサイトをご覧ください。

（「ホワイト物流推進運動」ポータルサイト）

<https://white-logistics-movement.jp/>

（トラック運転者の長時間労働の改善に向けたポータルサイト）

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>



新型コロナウイルスの脅威は、今も続いています。
2度の「緊急事態宣言」の発令や、さらには変異型ウイルスが広がりを見せるなど、依然として終息の見えない状況です。このような状況下でも、トラック輸送はわが国のライフラインの一つとして、国民生活と経済活動を支えるために走り続けています。
トラックドライバーもまた、エッセンシャルワーカーとしての誇りを胸に、昼も夜も、雨の日も雪の日も頑張っていますが、少子高齢化や厳しい労働環境により、慢性的に不足しています。
こうした状況を打開するため、国土交通省では貨物自動車運送事業法に基づき、令和2年4月に「標準的な運賃」を告示しました。

「標準的な運賃」は、働き方改革に対応した労働環境を整えることでドライバー不足を解消し、継続して安定した輸送力を確保するために必要な運賃を国が示したものです。

トラックが、これからも暮らしと経済を守るためには
この「標準的な運賃」が必要です

コロナ禍の中で、荷主企業の皆さま大変な思いをされていると思いますが、どうぞトラックドライバーに少しでも力を貸してください。
心からお願いいたします。



国土交通省 近畿運輸局

一般社団法人 近畿トラック協会

トラック協会の
配布数

大 阪 : 2,184
京 都 : 2,139
兵 庫 : 1,101
奈 良 : 299
滋 賀 : 510
和歌山 : 489
合 計 : 6,722

兵庫陸運部長の周知依頼文書

神 兵 輸 第 1 0 1 0 号
令和 3 年 1 2 月 1 3 日

兵庫県商工会議所連合会
会 頭 家 次 恒 様

神戸運輸監理部兵庫陸運部長



トラック運送業における適正運賃収受について

平素より国土交通行政に対しまして格別のご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

国内貨物輸送の9割（トンベース）を占め、物流の重要な輸送機関として我が国のくらしと経済を支えるトラック運送業においては、運転者の労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が大きな課題となっています。

さらに、平成30年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）（以下、「働き方改革関連法」という）において、長時間労働の是正を図る観点から、時間外労働について罰則付きの上限規制が導入されることとなり、令和6年4月1日に、年960時間（月平均80時間）が適用されることになっています。

このような状況の中で、運転者の労働条件の改善を図るため、平成30年12月に貨物自動車運送事業法の改正が行われ「標準的な運賃の告示制度」が導入されました。

「標準的な運賃の告示制度」は、一般的にトラック事業者の荷主に対する交渉力が弱いことや、令和6年度からの時間外労働の上限規制適用等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持していくため、国が望ましい適正運賃水準を示すことが効果的であるとの趣旨により設けられ、国土交通大臣が昨年4月24日に告示を行いました。

前述のように、働き方改革関連法による適正な運賃収受の対応を進めていく必要がある中、さらに、今般の燃料価格上昇によってトラック事業者の経営環境に大きな影響を与えています。

「標準的な運賃」において積算される人件費、車両更新に要する費用、事業運営や物流効率化に必要な設備導入に要する費用等や燃料価格の上昇については、「標準的な運賃」の趣旨を踏まえた運賃・料金の設定や燃料サーチャージの導入等によって適正な運賃収受に繋げることが必要です。

つきましては、荷主（運送委託者）とトラック事業者が協議の上、適正な運賃による運送契約の締結を行うことは、取引環境の適正化のために不可欠であることから、今般の趣旨についてご理解いただき、下記的事项について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. トラック事業者と協議の上、働き方改革関連法の対応に必要な経費、燃料費の上昇分を反映した適正な運賃・料金への見直しを行うこと。

2. トラック事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）や下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の2に基づき、国土交通大臣から荷主への働きかけ、要請、勧告・公表等の対象となること。

兵庫県トラック協会会長の周知依頼文書

令和 3 年 1 2 月 1 3 日

兵庫県商工会議所連合会
会 頭 家 次 恒 様

一般社団法人 兵庫県トラック協会
会 長 原 岡 謙 一

平素は、当協会運営につきまして、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

国内貨物輸送の9割（トンベース）を占め、物流の重要な輸送機関として我が国のくらしと経済を支えるトラック運送業においては、運転者の労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が大きな課題となっています。

トラック運送業界においては、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下、「働き方改革関連法」という）により令和6年度から時間外労働の限度時間が適用されることを踏まえ、深刻な運転者不足により重要な社会インフラである物流が滞ることのないよう、長時間労働の是正をはじめとする労働環境の改善を行い、誰もが働きやすい労働環境を実現し、既存の運転者の定着や新たな人材の確保を図ることが急務となっています。

平成30年12月に議員立法により衆参両議院全会一致で可決された貨物自動車運送事業法改正の一つの大きな柱である「標準的な運賃」が運転者の労働条件の改善やトラック事業者が持続的に事業の健全な運営をするための指標として昨年4月に国土交通省が告示いたしました。

運転者の労働条件や取引環境の改善に取り組み、輸送の安全を確保し持続的に適正な事業運営をしていくためには、トラック事業者だけの取り組みだけではなく荷主企業様のご理解とご協力を得て適正運賃を収受することが必要となります。

さらに、前述のように、働き方改革関連法による対応を進めていく必要がある中、今般の燃料価格上昇によってトラック事業者の経営環境には大きな影響が出ています。

つきましては、持続可能な物流の実現に向けて、荷主とトラック事業者間で適正な運賃による取引がなされるために、貴団体傘下の荷主企業様に「標準的な運賃」や燃料費の上昇分を反映した運賃へのご理解とご協力について、広く周知いただきますようお願いいたします。

記事掲載
○一般紙
神戸新聞

○業界紙
自動車新聞
物流ニッポン
週刊物流
運輸世界新聞

事務局からのお知らせ

兵庫県商工会議所連合会へトラック運送業における「標準的な運賃」に関する協力要請を行いました

令和3年12月13日（月）、神戸運輸監理部兵庫陸運部と兵庫県トラック協会は兵庫県商工会議所連合会（以下、「兵商連」と、いう）に対し、トラック運送業における「標準的な運賃」に関する協力要請を行いました。



（写真左から、池田陸運部長、中林兵商連専務理事、原岡会長）

国内物流の重要な輸送機関であるトラック運送業においては、運転者の労働環境は他の産業と比較して長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が大きな課題となっています。こうした状況を改善するため、平成30年12月貨物自動車運送事業法の改正が行われ、規制の適正化、事業者が遵守すべき事項の明確化及び標準的な運賃の告示制度の導入等が順次施行されているところです。このような中、今般の燃料価格の上昇により、さらにトラック事業者の経営に影響を与える状況が生じています。

これまでも、兵庫県トラック協会は兵庫陸運部と連携し、荷主企業団体等へ「標準的な運賃」、「燃料サーチャージ」等適正な運賃の収受について周知活動を行ってきたところですが、これを機にこの取り組みをより一層多くの荷主に知っていただくために、荷主企業団体である兵商連に協力要請を行いました。

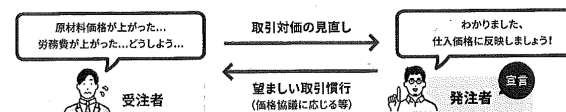
要請は、兵庫陸運部から池田部長、兵庫県トラック協会からは原岡会長が出席し、池田部長は「働き方改革を進めていくため、適正な運賃収受の対応を進めていく必要がある中、今般の燃料価格上昇によってトラック事業者の経営環境に大きな影響を与えている。」として、荷主（運送委託者）とトラック事業者が協議の上、適正な運賃による運送契約の締結を行うことは、取引環境の適正化のために不可欠であり、傘下会員への周知に協力を求めました。

また、原岡会長は、「令和6年度からの時間外労働の上限規制を踏まえ、物流が滞ることのな

いよう、運転者の労働条件や取引環境の改善に取り組み、輸送の安全を確保し持続的に適正な事業運営を行うためには、トラック事業者だけの取り組みだけではなく荷主企業の理解と協力を得て適正な運賃を収受することが必要。」と訴え、荷主とトラック事業者間で適正な運賃による取引がなされるために、傘下団体の会員に「標準的な運賃」や燃料費上昇分を反映した運賃の周知の配慮を求めました。

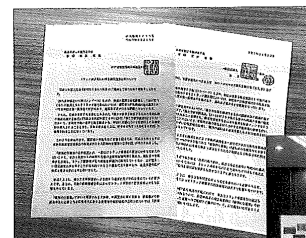
応対いただいた兵商連・中林専務理事は、トラック事業者の実情について理解を示し、商工会議所では、サプライチェーン全体の共存共栄、親会社と下請事業者の望ましい取引慣行の遵守など、取引先との共存共栄の取り組みや、「取引条件のしわ寄せ」防止を代表者の名前で宣言する、「パートナーシップ構築宣言」（内閣府、中小企業庁）に取り組んでいると説明されるとともに、

パートナーシップ構築宣言のイメージ



兵商連を構成する兵庫県下18商工会議所を通じて、45,000の会員に要請の内容を広く周知すると力強い回答をいただきました。

兵庫県トラック協会ではこのように、会員の皆様が荷主企業と交渉しやすくするため、環境づくりを行ってまいりますので、「標準的な運賃」等を活用するための届出を行っていただくようお願いいたします。



兵庫県商工会議所連合会の会員1,700社に配付

運送委託者の方へのお知らせ



燃料費・人件費の上昇分の負担を拒んでいませんか？



⚠️ 法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が運送事業者から燃料費・人件費の上昇コストを運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。



要注意! チェックポイント

- ☑ 燃料費・人件費の上昇を踏まえた運賃・料金の見直しの協議を拒んでいませんか。
- ☑ 燃料サーチャージの導入要請があったにもかかわらず、協議を拒んでいませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 運送事業者と定期的に協議し、運賃・料金を見直す。
- 急激な燃料価格上昇など突発的な事態に際しては、随時協議により運賃・料金を見直す。

本件に関して取引に支障が出たら → 国土交通省 適正取引相談窓口 [連絡先は裏面をご覧ください] 右記までご連絡ください。

会議所ニュース(2022年2月号)による広報

所得税および復興特別所得税の確定申告書は 自分で作成しお早めに提出を

税務署からのお知らせ

◆令和3年分確定申告の相談および申告書の受付期間

開設期間	受付時間	開設場所
2月16日(水)～3月15日(火) 2月20日(日)、2月27日(日)	午前9時～午後4時	神戸サンホール (神戸市中央区浜辺通5-1-32)

- ①2月20日および2月27日以外の土日祝日は開設しておりません。
- ②感染症対策の一環として、会場内の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。詳細は国税庁ホームページをご確認ください。
- ③ご来場の際はマスク着用をお願いいたします。マスクを着用されていない場合、入場をお断りする場合があります。
- ④会場内に筆記用具は用意しておりませんので、ボールペンや計算器具等をご持参ください。
- ⑤会場では、原則として自分で申告書の作成やパソコン・スマートフォンの操作をお願いしております。
- ⑥会場では納税証明書の発行は行っておりません。税務署で行っています。
- ⑦会場専用の駐車場・駐輪場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。
- ◆パソコンやスマートフォンでの申告のお願い
感染リスクを軽減するため、ご自宅からパソコンやスマートフォンで申告書の作成をお願いします。
作成した申告書は①マイナンバーカードと②マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンまたはICカードリーダーライターを用意すれば、「e-Tax」を利用して提出できます。
なお、事前に税務署で手続きしていたければ、マイナンバーカード等をお持ちでない方でもe-Taxをご利用できます。
- ◆国税の納付は、キャッシュレス納付が便利です!
所得税および復興特別所得税の納期限は、3月15日(火)です。二次元コードを利用したコンビニ納付や振替納税などの便利な納付手段をご利用ください。詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告特集」の「税金の納付や還付手続について」をご覧ください。

【お問合せ】 各税務署
国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp>

国道43号・阪神高速3号神戸線沿道の 環境改善のための協力をお願いします

第22回交通需要軽減キャンペーン(2月1日～28日)

国土交通省近畿地方整備局、近畿運輸局、阪神高速道路、兵庫県警察では、2月1日から28日まで、国道43号・阪神高速3号神戸線沿道における環境改善に向けた「第22回交通需要軽減キャンペーン」を実施します。
大型車を運転するドライバーの方は、国道43号や阪神高速3号神戸線から阪神高速5号湾岸線へ迂回するなど、沿道環境に配慮した道路利用をお願いします。
なお、国道43号線では、一層の沿道環境改善を図るため「国道43号通行ルール(兵庫県版)」を実施していますので、併せてご理解と協力をお願いします。

【お問合せ】 近畿地方整備局 道路部計画調整課
☎06-6942-1141

「マネーフォワードケッサイ」のご案内 ～テレワーク・DXを支援する 企業間後払い決済・請求代行サービス～ <https://www.kobe-cci.or.jp/kakuda/mf-kessai>

事業所間(BtoB)の請求書による後払い決済を一括して代行する新サービスです。導入企業は、顧客への請求書発行から売掛金の回収、督促までの業務から解放され、営業・経理のコア業務や、新たな取引拡大に集中できます。また、神戸商工会議所法人会員(個人事業主の場合ご利用不可)は通常より有利な条件で導入可能です。

◆導入後の効果

- 請求業務をオンラインで完結し、テレワークにも対応
- 請求業務を大幅に削減し、経理・営業のコア業務に集中
- オンライン商談やBtoB-IC等でも請求書に対応でき、新規取引がスムーズに
- 取引先の与信審査は最短数秒、高い通過率で新規取引機会が増加
- 未入金があった際も期日に全額入金^{※1}、回収業務の不安を解消

※1:与信審査を通過した取引が対象

◆ご利用条件(一部)^{※2, ※3}

- 月額費用:0円～ 基本手数料:1%～3.5%
- 取引可能限度額:最大1,000万円
- ※2:月額100万円以上のご利用が前提です
- ※3:神戸商工会議所会員の場合、基本手数料および月額費用の減免など優遇

【お問合せ】 神戸商工会議所 会員事業部会員事業チーム
☎ 078-303-5809
✉ ec-info@kobe-cci.or.jp

持続可能な物流に向けて

トラック運送業における運賃適正化にご協力を

トラック運送業界において、「働き方改革関連法」により2024年度から時間外労働の上限規制が適用されます。



深刻な運転者不足により重要な社会インフラである物流が滞ることのないよう、長時間労働の是正など労働環境の改善を行い、誰もが働きやすい労働環境を実現し、既存の運転者の定着や新たな人材の確保を図ることが急務です。

運転者の労働条件や取引環境の改善に取り組みながら、輸送の安全を確保し、持続的に適正な事業運営をしていくためには、トラック事業者の取り組みだけでなく、荷主企業の理解・協力を得て適正運賃を収受することが必要です。

さらに今後の燃料価格上昇によって、トラック事業者の経営環境には大きな影響が出ています。荷主企業(運送委託者)の皆様には、「標準的な運賃」や燃料費の上昇分を反映した運賃へのご理解・ご協力を願います。

【お問合せ】

国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部
輸送部門 ☎078-453-1104
(一社)兵庫県トラック協会 業務部 ☎078-882-5556

適正な運賃収受のための周知に向けた取り組み

1. 荷主団体への周知文書

事 務 連 絡
令和3年12月1日

荷主関係団体等 各位

近畿運輸局自動車交通部

貨物自動車運送事業者の適正な運賃収受のための周知について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国内貨物輸送の9割（トーンベース）を占め、我が国のくらしと経済を支える物流インフラであるトラック運送業においては、運転者の労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が大きな課題となっています。

さらに、平成30年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下、「働き方改革関連法」という）において、長時間労働の是正を図る観点から、時間外労働について罰則付きの上限規制が導入されることとなり、令和6年4月1日に、年960時間（月平均80時間）が適用されることになっています。

このような状況の中で、運転者の労働条件の改善を図るため、平成30年12月に貨物自動車運送事業法の改正が行われ「標準的な運賃の告示制度」が導入されました。

「標準的な運賃の告示制度」は、一般的にトラック事業者の荷主に対する交渉力が弱いことや、令和6年度からの時間外労働の上限規制適用等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持していくため、国が望ましい適正運賃水準を示すことが効果的であるとの趣旨により設けられ、国土交通大臣が昨年4月24日に告示されました。

前述のように、働き方改革関連法による適正な運賃収受の対応を進めていく必要がある中、さらに、今般の燃料価格上昇によってトラック事業者の経営状況に与える影響が懸念されています。

「標準的な運賃」において積算される人件費、車両更新に要する費用、事業運営や物流効

率化に必要となる設備導入に要する費用などや燃料価格の上昇分については、「標準的な運賃」の設定や燃料サーチャージの導入等によって適正な運賃収受に繋げ、トラック事業者のみがその負担を抱えないことが必要です。

つきましては、荷主（運送委託者）とトラック事業者が協議の上、適正な運賃による運送契約の締結を行うことは、取引環境の適正化のために不可欠であることから、今般の趣旨についてご理解いただき、下記の事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. トラック事業者と協議の上、働き方改革関連法の対応に必要な経費、燃料費の上昇分を反映した適正な運賃・料金への見直しを行うこと。

2. トラック事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）や下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の2に基づき、荷主への働きかけ、要請、勧告・公表等の対象となること。

2. 荷主を所管する行政機関から周知

【近畿経済産業局】

方 法：メルマガ

年月日：令和3年12月8日

配信先：自治体の商工部門、商店街、まちづくり団体等 472先

【近畿農政局】

方 法：メール

年月日：令和3年12月3日（令和3年12月2日付け事務連絡）

送付先：中央卸売市場開設者 7者（12市場）

府県食品産業協議会等 6団体

府県卸売市場担当者 6府県

府県食品産業担当者 6府県

近畿農林水産関連企業環境対策協議会 正会員・協賛会員98社

令和4年1月17日～21日付けの日刊工業新聞(発行部数:約42万部)に「標準的な運賃」に係る広告を掲載

日刊工業新聞 「標準的な運賃」令和4年1月17日～21日 連載広告

令和4年
1月17日 (月)
↓
1月18日 (火)
↓
1月19日 (水)
↓
1月20日 (木)
↓
1月21日 (金)



トラックを明日へ走らせる広告 1



ちよっと、聞いたって。

何を? であつた、トラックの運転手さんが、いま大変やうなやうな。運賃は上がるに、仕事はきつい。人手不足もあって働き方改革したくてもなかなか難しいという話や。このままでは私の好きなテレビショッピングの品もも届かなくなつてまうかも知れん。だから、荷主さん! 国が定めた「標準的な運賃」いうのをしっかり守って、なんとか助けたって欲しいのよ。運転手さんたちにグットラック! って言えるように。あ、トラックだけに(笑)、たのんだ!

明日へつづく!

トラックの安定的な輸送のために定められた「標準的な運賃」へのご協力をお願い申し上げます。

一般社団法人 近畿トラック協会 〒524-0014 大阪府城東区鶴野2-11-2 TEL.04-4945-4001 FAX.04-4945-4019 (一社)大阪府トラック協会 (一社)兵庫県トラック協会 (一社)京都府トラック協会 (一社)滋賀県トラック協会 (一社)奈良県トラック協会 (一社)和歌山県トラック協会 詳しくは [「トラック 標準的な運賃」](#)

トラックを明日へ走らせる広告 5



なんしか頼むわ。

そら殺生やで。働き方改革で残業が減るんはええけど、給料も下がるいうたら、なんぼ暮らしに欠かせん大事な仕事やいうたて、誰がトラックの運転手になるか。けど、それでは困るから、必要な運賃が出るように、国が「標準的な運賃」いうのを決めたわけや。そら、荷主さんにもいろいろ事情があるのはよくわかる。せやから、ここはみんなで力を合わせて、きちんとお願いするしかないわ。通りすがりのオッサンが僕から悪いけど、ほんま、あんじょう頼まっせ。

ご清覧ありがとうございました!

トラックの安定的な輸送のために定められた「標準的な運賃」へのご協力をお願い申し上げます。

一般社団法人 近畿トラック協会 〒524-0014 大阪府城東区鶴野2-11-2 TEL.04-4945-4001 FAX.04-4945-4019 (一社)大阪府トラック協会 (一社)兵庫県トラック協会 (一社)京都府トラック協会 (一社)滋賀県トラック協会 (一社)奈良県トラック協会 (一社)和歌山県トラック協会 詳しくは [「トラック 標準的な運賃」](#)

「標準的な運賃」に係る届出件数（令和4年1月末現在）



国土交通省近畿運輸局

支局	事業者数 (霊柩除く) H31.3.31現在	件数	割合
札幌	1516	725	47.8%
函館	268	226	84.3%
室蘭	370	214	57.8%
旭川	410	279	68.0%
帯広	326	107	32.8%
釧路	276	143	51.8%
北見	189	102	54.0%
小計(北海道)	3355	1796	53.5%
青森	796	359	45.1%
岩手	582	377	64.8%
宮城	1187	655	55.2%
秋田	340	246	72.4%
山形	364	205	56.3%
福島	988	461	46.7%
小計(東北)	4257	2303	54.1%
茨城	2258	223	9.9%
栃木	1085	530	48.8%
群馬	1148	92	8.0%
埼玉	3340	502	15.0%
千葉	2196	237	10.8%
東京	5012	894	17.8%
神奈川	2535	468	18.5%
山梨	504	158	31.3%
小計(関東)	18078	3104	17.2%

支局	事業者数 (霊柩除く) H31.3.31現在	件数	割合
新潟	707	537	76.0%
長野	636	220	34.6%
富山	603	377	62.5%
石川	741	356	48.0%
小計(北陸信越)	2687	1490	55.5%
福井	477	290	60.8%
岐阜	856	304	35.5%
静岡	1546	997	64.5%
愛知	2893	1469	50.8%
三重	968	548	56.6%
小計(中部)	6740	3608	53.5%
滋賀	503	353	70.2%
京都	974	612	62.8%
大阪	4402	1953	44.4%
兵庫	2210	288	13.0%
奈良	597	334	55.9%
和歌山	558	372	66.7%
小計(近畿)	9244	3912	42.3%

支局	事業者数 (霊柩除く) H31.3.31現在	件数	割合
鳥取	302	209	69.2%
島根	375	295	78.7%
岡山	1148	832	72.5%
広島	1509	1167	77.3%
山口	627	513	81.8%
小計(中国)	3961	3016	76.1%
徳島	380	305	80.3%
香川	594	409	68.9%
愛媛	735	613	83.4%
高知	422	374	88.6%
小計(四国)	2131	1701	79.8%
福岡	2229	827	37.1%
佐賀	436	333	76.4%
長崎	428	353	82.5%
熊本	688	597	86.8%
大分	523	358	68.5%
宮崎	402	320	79.6%
鹿児島	1006	633	62.9%
小計(九州)	5712	3421	59.9%
沖縄	825	269	32.6%
合計	56990	24620	43.2%

※告示されてからの累計件数